

園芸施設共済制度について

備えの種をまこう。



<p>加入資格者</p>	<p>所有又は管理するハウスの合計面積が1アール以上です。 (組合員であれば面積に関係なく加入頂けます。)</p>
<p>加入できるものは</p>	<p>○特定園芸施設…内部で農作物を栽培するための施設及び雨よけ施設、多目的ネットハウス ○付帯施設………暖房施設、換気施設、かん水施設、自動制御施設等 ○施設内農作物…施設内で栽培されている野菜、花き ○撤去費用………ハウス本体・付帯施設の解体や廃材の撤去・処分に必要な費用（被覆材を除く） ○復旧費用………ハウス本体・付帯施設を復旧するのに必要な費用（被覆材を除く）</p>
<p>補償期間 (共済責任期間)</p>	<p>共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間です。原則、短期加入はできません。 継続加入について、責任期間終了日の1月前から前日までの間に共済掛金の払込みを受けた場合は、責任期間終了日の翌日から1年間です。</p>
<p>対象となる 災害 (共済事故)</p>	<p>①風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害 ②火災 ③破裂及び爆発 ④航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下 ⑤車両及びその積載物の衝突及び接触 ⑥病虫害(施設内農作物加入時に限る) ⑦鳥獣害 ※自然消耗の損害、故意・重大な過失又は被害通知がない場合等は支払対象外になることがあります。</p>
<p>共済掛金</p>	<p>1棟ごとに、次の算式により共済掛金を算定します。 共済掛金＝共済金額×被覆・未被覆期間別共済掛金率×1/2(国庫負担割合50%)＋賦課金 ※掛金の半分を国が負担しています。但し、復旧費用の掛金は全額加入者負担になります。</p>
<p>補償額(共済金額) 内容</p>	<p>補償額(共済金額)は、被害があった時に補償される最高限度額です。施設の共済価額の補償割合80%～40%の範囲内で選択が可能です。特約を追加することにより、付保割合80%を選択された方に限り、補償額を10～20%上乗せすることができます。ただし、上乗せした分の掛金は、すべて加入者の自己負担となります。 次の算式により共済金額を算定します。 共済価額 × 補償割合 = 共済金額 例:100万円 × 80% = 80万円</p>
<p>共済金の支払</p>	<p>1棟ごとに、次の算式により共済金が支払われます。 ①時価額補償分 支払共済金 = 損害額 × 共済金額(補償額) ÷ 共済価額 例:20万円 = 25万円 × 80万円 ÷ 100万円 ②復旧費用分 ハウスや付帯施設を修繕、または再建した際の領収書と損害割合をベースに支払います。 ③撤去費用分 廃材等の撤去作業終了後、領収書等を用いて損害額を算出します。 ※但し、撤去に必要な金額が100万円を超えたとき又は施設本体の損害割合が50%(ガラス室は35%)を超えたときのいずれかに該当する場合に限り支払われます。</p>
<p>小損害不填補 (支払開始額)</p>	<p>小損害不填補の金額を次のいずれかを選択できます。 ①1万円(3万円または共済価額の5%を選択した場合) ②3万円または共済価額の5%のいずれか低い額 ③10万円 ④20万円 ⑤50万円 ⑥100万円 ※選択した金額を超えた場合に共済金が支払われます。</p>
<p>お知らせ</p>	<p>下記のとおり掛金等の割引措置を実施しています。 ○集団加入等による掛金等の割引措置 ○プラスチックハウスⅡ類のうち、骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプにより造られた施設(40-2型)の共済掛金の割引措置</p>
<p>注意事項 (共済関係の解除)</p>	<p>・告知義務違反(過失等により事実を告知しなかった場合は、解除する場合があります。) ・重大事由による解除(共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合など)</p>